

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける方への主な支援一覧

事業主（所）向け

※4月24日現在

給付・支給など

大分類	小分類	分類内容	補 足	連絡先
事業所 個人事業者	給付	持続化給付金	新型コロナウイルス感染症の影響により売上が前年同月比で50%以上減少している者。法人は200万円以内、個人事業者は100万円以内を支給。医療法人、農業法人、NPO法人等会社以外の法人も対象。 ※詳細は国の補正予算成立後	市役所：商工観光課 商工会議所 相談ダイヤル中小企業相談窓口 (TEL0570-783183)
事業所 個人事業者	給付	休業要請に係る協力金	県の休業要請に応じて、施設の休止や営業時間短縮に協力した県内中小事業者等に支給。 一事業者あたり10万円。	新潟県緊急事態措置・協力金相談センター (TEL025-280-5222)
事業主	補助	家賃補助金（賃貸の事業者）	上記、持続化給付金申請（予定）者に建物等の賃貸借契約に基づく賃借料の2か月分（4・5月分）を補助します（上限／10万円）。	市役所：商工観光課
	補助	上下水道料金相当額の補助（自己所有店舗事業者）	上記、持続化給付金申請（予定）者に4月または5月請求分の上下水道料金相当分を補助します（上限／10万円）。	
事業所	補助	加茂市雇用調整助成金活用促進補助金	雇用調整助成金の申請に要する社会保険労務士への手数料を補助します（上限／10万円）。	市役所：商工観光課

貸付・免除・猶予など

大分類	小分類	分類内容	補 足	連絡先
事業主	助成	雇用調整助成金	助成率4／5（中小）、2／3（大企業） 解雇等を行わない場合9／10（中小）、3／4（大企業）	ハローワーク三条 (TEL38-5431)
事業所	助成	有給休暇助成	小学校等の臨時休業に伴い子どもの世話のため有給の休暇を取得させた場合の助成（10割、上限8,330円／日）。	コールセンター (TEL0120-60-3999)

問い合わせ 加茂市役所（TEL52-0080）

貸付・免除・猶予など

大分類	小分類	分類内容	補 足	連絡先
事業所	融資	新型コロナウイルス感染症対応資金	新潟県のセーフティネット資金を利用。3,000万円までの融資に対し、一定の要件を満たした場合、最大、3年間無利子、保証料ゼロとする。	各金融機関
事業所	融資	新型コロナウイルス感染症対策特別融資	新潟県のセーフティーネット資金を利用する場合、信用保証協会への信用保証料を一部補助する	市役所：商工観光課
事業所	融資	資金繰り支援	信用保証制度の利用について次のメニューの認定を行う。 ①セーフティネット5号・・・指定業種のうち売上高5%以上減少 ②危機関連保証・・・売上高15%以上減少 ③セーフティネット4号・・・売上高20%以上減少	市役所：商工観光課
事業所	融資	新型コロナウイルス感染症特別貸付	実質無利子・無担保融資 公庫で6,000万円までの貸し付けを別枠で行い、うち3,000万円までの融資の3年間は災害関連金利から0.9%を引いた利率で融資を行う。	日本政策金融公庫 三条支店 (TEL34-7511)
事業所（社会保険加入事業所）	厚生年金保険料等	厚生年金保険料等の猶予	納付期限から、6か月以内に申請が必要です。	三条年金事務所
事業所	電気料	電気料の支払い猶予	収入減等で社会福祉協議会緊急貸付を利用している場合に料金の支払い猶予。	東北電力お客さまセンター (TEL0120-175-466)
事業所	ガス料金	ガス料金の支払い猶予	収入減等で社会福祉協議会緊急貸付を利用している場合に料金の支払い猶予。	北陸ガス長岡支社 (TEL0258-39-9011)
事業所	水道・下水道料金	水道・下水道料金の支払い猶予	収入減等で料金の支払い猶予。	市役所：上下水道課
事業所	税金	徴収の猶予制度の特例	収入に相当の減少があった方は、1年間、地方税の徴収の猶予を受けることができます。担保提供不要で、延滞金もかかりません。	市役所：税務課

※新型コロナウイルス感染症緊急対策について、連休中（5月10日までの土日祝日、午前8時30分～午後5時15分）も問い合わせのための窓口を開きます。

相談窓口 市役所1階 商工観光課、福祉事務所、社会福祉協議会、市役所3階 特別定額給付金班

※新たな支援や支援内容に変更があった場合は、随時、ホームページ等でお知らせします